

令和9年度
税制改正に関する要望

令和8年6月

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

目 次

はじめに	1
I 本要望書における重要要望項目	2
1. 取引相場のない株式の評価の適正化を図るため、所要の見直しを行うこと。	2
2. 法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。	3
3. 相続等により取得した非上場株式を、その発行会社に譲渡した場合には、当該譲渡に係る所得税を非課税とする措置を創設すること。	3
4. 消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。	4
5. 給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。	4
6. 給与支払報告書や所得税確定申告書の書式を見直し、個人住民税賦課計算時の資料合算事務の生産性向上を実現すること。	4
7. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。	4
8. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。	5
9. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。	5
II 税制改正要望項目	5
【所得税・法人税等 共通項目】	
1. 所得税・法人税における特定の事業用資産の買換えの特例に係る届出要件を見直すこと。	5
2. 資本的支出に係る耐用年数の取り扱いを見直すこと。	6
3. 法人税および所得税申告書記載上の誤記載等について訂正を可能とする制度を設けること。	6
4. 起業を促進する税制の充実を図ること。	6
【所得税】	
5. 公的年金等に係る課税の在り方を見直すこと。	7
6. 医療費控除を見直すこと。	7
7. 源泉所得税制度を見直すこと。	7
8. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。	8
9. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。	8
10. 貸与型奨学金の利用者に対して、新たな支援措置を設けること。	9
11. 所得税の確定申告期限を延長すること。	9
12. 死亡の場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすること。	9
【中小法人税制】	
13. 賃上げ促進税制に係る控除限度額を拡充すること。	9
【法人税】	
14. 役員給与税制について見直しを行うこと。	10
15. 貸倒損失の損金算入要件を緩和すること。	10
16. 貸倒引当金の損金算入規定を見直すこと。	11
17. 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。	11
18. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。	11
19. 交際費等の損金不算入制度における慶弔費等の取扱いを見直すこと。	11
20. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内とすること。	12
21. 各種届出書及び承認申請書の提出期限を延長すること。	12
【消費税】	
22. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。	12
23. 納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること。	13
24. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。	13

25. 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。	13
26. インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。	14
【相続税・贈与税】	
27. 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産に対する税負担を軽減すること。	14
28. 1次相続の遺産分割確定に伴い2次相続に係る相続税額に変動が生じた際、相続税法の特則に基づく更正の請求を可能とすること。	14
29. 信託が終了し財産債務を相続人等に現状有姿で承継させる場合にも、債務控除を受けられることを明確化するための規定を追加すること。	15
30. 上場株式等の物納順位を現行の第1順位から第2順位以下とすること。	15
31. 相続税の債務控除及び更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。	15
32. 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。	16
【地方税】	
33. 個人事業税の課税対象事業及び税率を見直すとともに、事業主控除額を引き上げること。	16
34. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。	16
35. 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。	17
36. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。	17
【納税環境整備・その他】	
37. 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。	17
【国際税制】	
38. 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減を図ること。	18
39. 国際的な相続税の二重課税及び租税回避の防止の観点から、相続税に係る租税条約の締結を進めること。	18
40. 外国税額控除について、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長すること。	19
【災害対応税制】	
41. 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。	19
42. 東日本大震災の被災地の産業再生に資する新たな制度的措置を講ずること。	19
Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方	20

はじめに

税理士法の第1条は、税理士は税務の専門家として、独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを「税理士の使命」と規定している。税理士会の税制に関する意見表明は、まさに税理士の使命に基づく税理士会の義務である。

したがって、この要望書は、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関する提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

「税制に対する基本的な視点」

- 担税力に即した公平な税負担
- 中立的で簡素な税制
- 合理的な事務負担
- 時代の変化に適合する税制
- 税務行政の透明性と適正な手続

令和9年度税制改正においては、以下の要望項目を実現できるようにご尽力、ご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

令和8年6月

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

I 本要望書における重要要望項目

1. 取引相場のない株式の評価の適正化を図るため、所要の見直しを行うこと。

取引相場のない株式の評価について、会計検査院による令和5年度決算検査報告では、特に類似業種比準方式について評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していない等、厳しい指摘が行われたところである。また、総則6項の適用件数が多い点について評価ルールの面から改善する必要もあるものと考えられる。一方で、取引相場のない株式については、換金性が乏しいことのほか、相続等により株式を取得した後継者等はそのまま事業を続けることが通常であることから、継続企業を前提とし、かつ、評価の安全性を十分に考慮することも重要であり、具体的には、次に掲げる見直しを行うべきである。

(1) 類似業種比準方式について

類似業種比準方式は、株式交換等の方法により比較的容易に会社の属性を変化させることにより、評価を大きく下落させることが可能である点や、意図的に赤字を計上し僅かな配当を行うことにより株価の下落が可能となることなど、当該株式の時価の計算方法として適正とは言えない部分がある。

また、上場会社の株式時価を比準要素にて比較計算するというものを、単独の評価方法として選択できることも適正とは言えない可能性がある。そこで、大中小という会社の区分とは無関係に、評価が可能な方法を検討すべきである。

この際、現行の類似業種比準方式について、より妥当性の高い方式を検討することも必要であると考えられる。

(2) 純資産価額方式を見直すこと。

取引相場のない株式の評価において、純資産価額方式が原則的な評価方法になるという点は変わらないが、一方で、継続企業を前提とすれば、企業が事業として今後も使用する不動産について、清算価値である時価により評価することの妥当性については検討が必要であり、税務上の簿価純資産価額を基礎として評価することも検討すべきである。

また、評価会社が退職給付債務や資産除去債務等を負っている場合、実際の会社清算時には支給が行われ、会社売却取引において減価要素と認識されていることなどを考慮すべきである。

さらに、純資産価額方式の計算において、評価の安全性を踏まえた計算方法を導入するなど所要の見直しをすべきである。

(3) 配当還元方式を見直すこと。

配当還元方式については、その還元率がより適正なものとなるよう、社会経済の変化等を踏まえつつ、株式投資を含めた投資に対する回収率等を参考とすべきである。

(4) 見直しによる負担増に配慮すること。

取引相場のない株式の評価の見直しは、相続税法の時価主義の下、企業価値を適正に評価することを目的としているが、この評価の見直しの検討に当たっては、継続企業を前提とした評価の観点や、評価の安全性等に十分に配慮する必要がある。また、現行評価は、類似業種比準方式を中心に評価額の引き下げが行われてきたが、事業承継の支援措置がない中、その代替として、しんしゃく率の導入及び拡大が行われてきた。

そのため、当該評価の見直しによって、従来の評価方法と比べて大幅な負担増となる場合には、事業用資産は売却できないこと等を踏まえ、担税力の適正化の観点から、新たな制度として一定の評価減制度など事業承継の支援措置が必要と言える。

2. 法人版事業承継税制（一般措置）に代えて、新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること。

法人版事業承継税制（特例措置）は令和9年12月末日で適用期限を迎える。本税制創設時の趣旨は、地域経済の活力維持と雇用確保のため、株式分散を回避し円滑な承継を支えるというものであったが、本税制の適用企業は限定的であり、さらには、特定資産（金融資産・遊休不動産等）を多額に保有する企業が対象となるなど富裕層優遇の懸念も指摘されていた。

一方で、日本経済を支える広く多くの中小企業について、事業承継時の過度な税負担を軽減することは、経済安全保障の観点からも不可欠である。特に総資産に占める事業用資産の割合が高い中小企業ほど、事業承継時の税負担が重く、本来は事業継続の観点から本税制を優先的に活用すべきである。しかし、将来の不確実性がある中で要件管理及び猶予取消しリスク、並びに手続負担等から、利用を見送るケースも少なくない。農地等についても、贈与税及び相続税の納税猶予制度があるが、会社は内外の経営環境等により中身が変容する点において、農地等と非上場株式等の性質は大きく異なる。

そこで、今後は、事業継続に重大な支障が生じる場合に限る「必要最小限の救済」とすべく、まずは、猶予適用対象資産を事業用資産に限定すべきである。その上で、全ての中小企業にとって予測可能な制度とすべく、贈与又は相続後、例えば5年から7年について一定の要件を満たした場合は、猶予適用額を免除する等の新たな制度を創設すべきである。

さらに、親族外承継では相続切替時に、後継者が被相続人の遺産の全体像を把握することは困難を極め、後継者自身が適正な税額を算定することも難しい。そのため、相続税申告を受贈者単独で可能とする制度設計が必要である。また、当該制度の創設に併せて、都道府県と税務署で重複している手続の簡素化等の対応も必要と言える。

今後、取引相場のない株式の評価の在り方とも整合的に議論した上で、制度創設にあたっては、現行法との選択の判断を一定期間可能とすべく、新制度の案内は早期に行われるべきである。

3. 相続等により取得した非上場株式を、その発行会社に譲渡した場合には、当該譲渡に係る所得税を非課税とする措置を創設すること。

中小企業の円滑な事業承継は重要な課題であるが、非上場株式の承継に伴う税負担が大きな障害となっている。特に、相続等により取得した株式については、多額の相続税が課される一方で、換金が難しいという問題がある。

そのため、納税資金を確保する目的で、発行会社に株式を譲渡するケースも少なくない。こうした納付に関する負担の軽減のため、相続税の納税が発生し、かつ、相続開始後一定期間内に発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税の特例によって分離課税が適用される制度が設けられている。しかし、物納の場合は譲渡所得税が原則として非課税とされることと比較すると、分離課税制度であっても事業承継を躊躇する原因になっている。

これらを踏まえ、相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合について、事業の継続等の一定要件のもとで所得税を非課税とする措置等を創設すべきである。

4. 消費税の複数税率制度を廃止し、直接給付による方法とすること。

消費税の複数税率制度は、高額な食料品の購入時の恩恵が大きくなるなど、中低所得者への税負担支援対策としては非効率な制度であり、食料品等の生産や流通に要する間接経費にかかる消費税相当額が本体価格に上乗せされ、結果的に消費者段階での食料品の価格は下がらない可能性もある。また、事業者等のシステム対応費用が本体価格に転嫁される可能性もあり、区分経理等による事務負担の問題も大きい。

消費税にかかる生活者支援の方策は、課税対象を定性的に区分することが難しい消費税の制度内ではなく、対策が必要な者に必要な額が直接給付される仕組みにより解決が図られるべきである。

5. 給付付き税額控除制度について、所得に応じたきめ細やかな給付に一本化する方法を検討すること。

中低所得者への支援のための給付付き税額控除制度のあり方については、税額控除制度を通じた仕組みではなく、税務部局と給付部局の精緻な情報連携といった事務処理が不要な簡素でわかりやすい方法として、所得に応じたきめ細やかな給付制度とすべきである。その際、住民税賦課情報や住民の世帯情報等を把握している地方自治体が給付など住民とのインターフェイスを担い、国がシステム等の面で強力的にサポートする形で実行されるべきである。この場合、就業調整の懸念が少ない方法とし、また、給付に係る行政の事務負担の増加を軽減するため、給与支払報告書や確定申告書の書式を改善するなど、給付事務に必要な税情報の連携高度化の工夫が図られるべきである。

6. 給与支払報告書や所得税確定申告書の書式を見直し、個人住民税賦課計算時の資料合算事務の生産性向上を実現すること。

個人住民税の賦課計算については、給与支払報告書の到達や、国税情報連携などを経て、各種の資料が統合合算し、誤謬のない計算がなされているが、その資料合算事務の負担は重いものとなっている。具体的には、所得及び控除の不一致の修正や、前職複数時の給与非合算等があり、データ不整合の修正が中心となっている。

電子申告の場合や、税理士関与の申告書の場合は、紙申告の場合に比較すれば作業時間は大幅に短縮されるが、それでも給与支払報告書や所得税確定申告書の書式を工夫すれば更なる事務負担の軽減が期待され、申告情報等の数値化や標準化を行い、自由記述を排除することや、資料合算時に必要な情報を追加補完することにより作業の効率化を図ることが有効である。具体的には、確定申告書等の書式を、データ不整合の場合の確認事務の合理化に資する書式等について改善し、地方行政事務の生産性の向上に資する検討を進めるべきである。

7. 中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。

令和8年度税制改正大綱でも指摘されている、いわゆる「防衛的賃上げ」等の動きは、中小企業者にとって不可避のコスト増であり、とりわけ経営環境の厳しい中小企業においては経営基盤を圧迫する要因となり得る。

また、こうしたコスト増に対応しつつ、設備投資や事業活動の維持に必要な資金余力を確保する観点からも、中小企業に対する税負担には一定の配慮が求められる。

したがって、中小企業者等の法人税率の特例については、特に一定程度の所得の法人に対し現行の15%の軽減税率を維持すべきである。

8. 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。

雑損控除は所得控除の1項目であるが、他の所得控除項目よりも先に控除される。このことにより、被災した年度において人的控除が切り捨てられる場合があり、その場合は、居住者及びその者と生計を一にする親族の被災による損害の回復は限定的効果に止まることとなる。

所得控除すべき災害損失は、費用性資産の滅失損や金銭債権の貸倒れとは異なり、個人の有する住宅、家財等の損害について担税力の減殺を見出すものである。被災者の負担軽減及び控除機会を拡大する観点から、まず、最初に災害の有無にかかわらず適用される災害損失以外の他の所得控除を適用し、最後に雑損失のうち特定非常災害により生じた損失につき控除を適用し、より手厚い控除可能性を残すべきである。

また、特定非常災害に係る純損失の繰戻しによる還付制度については、いまだ整備されていない。災害が生じた年分の純損失額の繰戻しによる還付は、申告期限の延長と組み合わせることによって大きな効果が期待できるため、検討すべきである。

9. 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

近年、わが国の税制では、所得再分配機能の回復や、経済社会の構造変化に対応する観点から、所得税の改革が論じられ、女性の社会進出をはじめとして多様な働き方への対応が検討され、各種控除等の見直しが行われたものの、最大の社会課題である少子化問題に対応したものには至っていない。少子化対策は、子育て世代の可処分所得を増加させることや、子育てと就業の両立、子育て後の再就職の機会を拡大させることなど、あらゆる施策を総動員して対応しなければならず、税制措置による効果は限定的であると考えられるが、①年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用、②配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討、③教育等に関する支出についての税制支援など、少子化対策の一助となる税制について検討を行うべきである。

II 税制改正要望項目

【所得税・法人税等 共通項目】

1. 所得税・法人税における特定の事業用資産の買換えの特例に係る届出要件を見直すこと。

令和5年度税制改正によって、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後同一年（法人については同一事業年度。以下同じ。）内に買換資産の取得をし、当該譲渡にお

いて特定の事業用資産の買換えの特例の適用を受ける場合、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その買換資産の取得の日）を含む3月期間の末日の翌日から2月以内に納税地の所轄税務署長に本特例の適用に関する届出書を提出することが要件として追加された。

本改正は、土地等の売買取引を多く行う大企業等において、申告時にその売買取引を並べた上で各措置の要件に合致する譲渡資産と買換資産の組み合わせを事後的に作成し、適用を受けるとい実態があるため、この状況を是正し、本制度をインセンティブ措置として適切に機能させるため行われた改正であるが、通常の個人及び法人についてそのような実態はごく稀であると推察される。

そのため、土地等の売買取引を同一年内に複数行わない場合には、当該届出要件を除外すべきである。除外される取引の例示として「同一年内に、一の資産を譲渡し、その買換え資産として、一の資産を取得した場合等」が考えられる。

2. 資本的支出に係る耐用年数の取り扱いを見直すこと。

減価償却資産について資本的支出が行われた場合、原則として既存資産の法定耐用年数で減価償却が行われる。

しかしながら、既存資産の事業供用後相当期間を経過してから資本的支出がされた場合には、既存資産の法定耐用年数経過後も長期にわたり減価償却が継続されることとなり、実態と乖離している。資本的支出部分の減価償却にあたっては、使用可能期間の延長を加味したとしても、既存資産の法定耐用年数で償却を行うのは長すぎると考えられる。そのため、耐用年数の短縮制度において既存資産の経過年数を考慮した耐用年数（例示として減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に規定する中古資産の耐用年数など）で償却できる方法を追加すべきである。

3. 法人税および所得税申告書記載上の誤記載等について訂正を可能とする制度を設けること。

申告要件が付されている特例について、当初申告における当該別表等への記載内容に、単純な計算誤りや記入誤り・記入不備などがあつた場合に、当該誤りを訂正する手続が存在しない。

法人税・所得税ともに修正申告や更正の請求に該当しない場合でも、当初申告内容につき適正な数値に訂正する手続を設けるべきである。

4. 起業を促進する税制の充実を図ること。

企業の新陳代謝を促進し産業全体の活性化を図るためには、事業承継税制によって既存企業の存続が支援されているのと同様に、新規創業者に対しても均衡のとれた税制支援が不可欠である。中小企業の新規創業者は、事業立ち上げ期に財務基盤が脆弱であり、特に個人事業主や小規模法人においては記帳・税務・社会保険等の事務負担が大きく、運転資金の確保も重要な課題となっている。

これらの状況を考慮すると、税制によって中小企業等の開業率を高めることは困難ではあるものの、起業者に対して以下のような税制上の支援が必要である。

- ① 起業に係る設備投資に関しては、即時償却を含む特別償却を認めること。
- ② 起業を指向する個人のスキルアップを支援するため、起業の準備に要する教育訓練費及び自己啓発費用で、起業にかかると認められる費用について、起業した年に開業費として繰延資産に計上し、後年度における償却費を通じて必要経費に算入すること。
- ③ 帳簿作成意識向上のため、青色申告承認申請書の提出期限を、個人事業は事業開始1年目に限り1年目の確定申告書の提出期限まで延長すること。

【所得税】

5. 公的年金等に係る課税の在り方を見直すこと。

公的年金等の所得は雑所得に分類されているが、本来、雑所得は他のいずれの所得にも該当しない所得として定義されているものである。公的年金等は多くの高齢者が経常的に受け取る所得であり、例外的な性格を持つ所得ではない。また、課税所得の計算においては公的年金等控除額を控除するなど、公的年金等以外の雑所得とは異なる計算が行われている。さらに、その他の雑所得の損失と公的年金等に係る所得を雑所得内で通算することも合理的とはいえない。今後、年金受給者の数が増加することで、今まで以上に課税の公平や納税手続の簡素化を図ることが要請される。

したがって、公的年金等については独立した所得区分とすべきである。また、公的年金等控除額に年齢による差異を設ける合理性は乏しく、これをなくすべきである。

6. 医療費控除を見直すこと。

医療費控除は、一般の家庭が通常要する金額を超える医療費の支出による担税力の減殺に着目して認められている控除であり、控除対象となる医療費の範囲について見直す必要がある。

また、現行の医療費控除は、一律10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%相当額）を超える部分の金額を控除できることとなっているが、元来医療費控除は、医療費支出が一般的に一年間で想定される金額を超えた場合に所得からの控除を認めるものである。医療をめぐる費用の高騰を受けて、基準となる医療費支出額の基準額を10万円から一定程度引き上げ、相応の金額について基礎控除を増額する方法を検討すべきである。その際、現行制度は総所得金額等が一定額未満の者について一定率を乗じた下限値を設けていることから、この仕組みとの連動性を維持する必要がある。

7. 源泉所得税制度を見直すこと。

源泉所得税の事務について、下記の点を見直すべきである。

(1) 源泉所得税の納付期限を翌月末日とすること。

決済取引や諸公課の納付期限は月末であることも多いが、源泉所得税の納付期限は原則翌月10日である。源泉徴収義務者の事務合理化のために、納付期限を給与等の支払月の翌月末日に改めるとともに、納期特例適用者に係る納付期限については、1月と7月の各末日とすべきである。

(2) 納期特例制度は承認申請ではなく届出とし、届出月から納期の特例を認めること。

納期特例制度を承認申請ではなく届出とし、当該届出月から適用すべきである。また、個人事業の新規開業者及び新設法人については、「開業届」又は「設立届」が法定期限までに提出された場合には、開業又は設立の日から適用を認めるべきである。

(3) 報酬・料金等に対する源泉徴収の対象となる所得の範囲を明確にすること。

源泉徴収の対象となる所得の範囲や計算方法について、必ずしも明確でないものがあることから、時代の変化に合わせて見直ししながら、規定の明確化を図るべきである。

(4) 報酬・料金等（所得税法第 204 条第 1 項第 2 号を除く。）に係る源泉所得税の納期の特例を設けること。

小規模事業者の給与等に係る源泉所得税については納期の特例制度が設けられており、小規模事業者の事務処理負担の配慮がなされている。しかし、報酬等（所得税法第 204 条第 1 項第 2 号を除く。以下同じ。）の支払いがあった場合にはその分だけ納付が必要となり、特例の効果は弱まっている。全ての報酬等の源泉徴収について納期の特例制度を設け、毎月納付の事務処理負担の軽減を図るべきである。

8. 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。

所得税法第 56 条に規定する「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の要件には、その事業者の親族が、独立した事業者として提供した役務の対価の支払を受ける場合も含まれるとされている。

これに対し、所得税法第 57 条では「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」として、一定の要件の下、青色事業専従者給与及び事業専従者控除の必要経費算入を認めているが、この特例の対象は専従者に対する給与に限定されている。

家族全体の協力の下で事業を営むのではなく、個人が独立して働く形が多くなっている今日の社会情勢を踏まえ、親族間の対価の支払についてはその経費性をより広く認めること、例えば所得税法第 57 条から専従者要件をはずし、親族に対して支払った相当な対価は、その者が専従者であるかどうかにかかわらず必要経費に算入すべきである。

9. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。

法人の不動産の譲渡損失はその法人の他の利益と通算され、繰越控除が認められる。また、個人についても、所有期間 5 年超の居住用資産の譲渡損失は、損益通算及び繰越控除（以下「損益通算等」という）が一定の要件の下で認められている。一方、個人事業者の業務用不動産に係る譲渡損失については、損益通算等が認められていない。

法人・個人間の所得課税及び居住用財産との中立性の確保並びに譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、取得価額の引継ぎを利用した含み損失の贈与や業務転用等による租税回避を防止するために一定期間の業務継続性の要件等を設けた上で、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失についても、損益通算等を認めるべきである。

10. 貸与型奨学金の利用者に対して、新たな支援措置を設けること。

貸与型奨学金は将来の返還が必要であり、日本学生支援機構によれば、令和7年3月に貸与が終了した大学(学部)の学生1人当たりでは、無利子奨学金が208万円(平均返還年数14年)、有利子奨学金は336万円(同17年)となっており、学生の多くは卒業と同時に多額の奨学金の返還債務を負うのが現実である。

政府は「こども未来戦略方針」において、若い世代が結婚・子育ての将来展望が描けない理由の一つに、「将来の経済的な不安」を課題に挙げている。返還不要の給付型奨学金が非課税とされていることとの均衡を考慮すれば、貸与型奨学金の返還額についても、人的投資に対する負担として所得から控除するなど、貸与型奨学金の利用者に対して、新たな支援措置を設けるべきである。

11. 所得税の確定申告期限を延長すること。

課税の公平性を求めれば、ある程度制度が複雑化することは避けられないが、所得税の計算が複雑化することは納税者の事務負担が増すこととなる。この公平性と手続負担の問題を両立させるためには、事務負担を軽減すると共に正確な計算に要する時間を確保することも必要であり、所得税の確定申告期限は、現行の3月15日から3月31日までとすべきである。

その際、確定申告に係る納税者等の事務負担を軽減し、併せて、市町村における個人住民税の賦課決定や各種給付、特別徴収義務者における給与計算など後続の事務への影響を緩和する観点から、納税者、税理士及び行政(国・地方)における各種業務のデジタル化を一層推進すべきである。

12. 死亡の場合の準確定申告書の提出期限を、相続税の申告期限と同様とすること。

核家族化や単身世帯の増加により、相続人といえども被相続人の所得に関して正確に把握することは容易ではない。その場合は、被相続人の生前の経済状況や遺産の内容等を確認しながら申告の要否を一から判断せざるを得ない。

準確定申告書の作成においては、必要な書類や情報、各種証明書等を入手する必要があり、人の死亡という不測の事態の中で、準確定申告書の4か月以内の提出を求めることは、相続人に対して大きな負担となる。相続人は、3か月以内に相続放棄についても検討をしなければならず、現行の4か月以内の申告期限は短すぎる。

準確定申告と相続税の申告は、いずれも被相続人の財産・所得の全体像を把握するという共通の作業を基礎としており、これらを一体的に行うことが相続人の事務負担の軽減に資する。提出期限徒過の不利益にも配慮し、準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限と同様にすべきである。

【中小法人税制】

13. 賃上げ促進税制に係る控除限度額を拡充すること。

賃上げ促進税制に係る控除上限額は、現行制度では法人税額または調整前事業所得税額の20%に制限されている。令和6年度改正では控除限度超過額の5年間繰越控除制度が創設された。

繰越控除制度は企業にとって大変有益な措置ではあるものの、防衛的賃上げが必要な中小企業の経営基盤の強化を図るためには発生年度内での税額控除適用がより効果的である。このため、賃上げ原資の確保を直接支援し、賃上げ意欲の一層の促進のためにも、中小企業者等に限って控除上限額を法人税額または調整前事業所得税額の40%程度まで引き上げるべきである。

【法人税】

14. 役員給与税制について見直しを行うこと。

(1) 業績悪化改定事由の要件を緩和すること

業績悪化時の役員給与改定の要件について、経営状況の悪化が著しいという水準でなくとも定期同額給与の下方修正を行うことは、企業が財務の健全性を確保するために行われるが、現行の取扱いがその減額実行の障壁となっている場合がある。

そのため、役員給与の減額改定が財務の健全性を確保し赤字の回避のために行われたような場合は、恣意的な課税所得の調整である場合を除き、損金算入を認めるべきである。

(2) 新設法人における定期同額給与判定の時期を柔軟化すること。

定期同額給与の額を改定する場合の損金算入の要件は、事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに改定を行い、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であることとされているが、新設法人の場合には事業年度開始後3月程度では収支の状況が定まらず、役員給与の確定が難しい場合がある。そこで、設立事業年度については、法人が事業年度開始後3月を超える時期を最初の役員給与の支給時期として定めた場合でも、当該定めに従って支給した給与について定期同額給与として取り扱い、損金算入を認めるべきである。

(3) 事前確定届出給与の支給時期について数日間の弾力性を持たせること。

事前確定届出給与については「所定の時期」に支給することが要件となっているが、事業年度内で支給日が数日前後することについては損金算入の是非に特段の影響があるとは考えにくい。もともと一定の幅を含む概念であると考えられる「所定の時期」の解釈について、より柔軟な解釈が示されるべきである。

(4) 業績連動給与の損金算入要件を緩和すること。

現行の業績連動給与には損金算入要件が複数あるが、なかでも全ての業務執行役員を対象としなければならないことや、個々の業務執行役員についての給与情報を有価証券報告書で開示しなければならないことは当該制度の採用を躊躇させている面があり、是正されるべきである。

15. 貸倒損失の損金算入要件を緩和すること。

貸倒損失の損金算入要件について、通達では、「債務超過が相当期間継続」、「全額の回収不能が明らか」といった表現があり、債権者が入手困難な情報等を必要としているため、その要件が厳しく判断が難しい場合がある。これにより、納税者は貸倒損失処理に時間やコストの負担が生じ、実務上、損金算入できない事例が見られる。こうした状況を改善するため、実務に即して貸倒損失の損金算入要件を緩和すべきである。

16. 貸倒引当金の損金算入規定を見直すこと。

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況における債権者への配当割合は極めて小さい。また、引当金の形式的な50%の繰入限度額という設定は現実と大きく乖離していると認められる。倒産・破産の実例から平均的な配当割合等についての情報を収集することは、比較的容易であると考えられるため、実際の配当率等を参考にして繰入率を見直すべきである。

また、個別評価の対象となる債権の範囲も限定的であり、実質的に回収が困難と認められる債権であっても、形式的要件を満たさない場合には適切な引当処理ができない状況が生じている。そのため、個別評価の対象となる債権の範囲の拡大がなされるべきである。

17. 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

減価償却資産の取得時における少額損金算入の価額基準は、平成10年に、基本となる「少額の減価償却資産の損金算入制度」が20万円から10万円に引き下げられた後、その代替措置や中小法人の特例が導入された結果、複数の取得価額基準が混在することとなった。

そのため、税制簡素化の観点も踏まえ、これらの制度を統合して、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律とすべきである。

さらに、近年の物価上昇等の状況を踏まえ、また日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも少額の減価償却資産の取得価額基準を大企業・中小企業・個人事業者を問わず60万円未満まで引き上げるべきである。

18. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。

株主としての地位に基づいて分配される剰余金については、同一の経済価値に対して二重に課税されることとなるため、受取配当等の益金不算入制度は、この二重課税を排除する趣旨で設けられているものである。

近年、主として法人税率の引下げに伴う代替財源確保の観点から、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたことは、企業の配当性向を阻害し、証券市場活性化の観点からも悪影響が危惧される。

したがって、本来の二重課税排除の趣旨に即し、受取配当等は全額を益金不算入とすべきである。

19. 交際費等の損金不算入制度における慶弔費等の取扱いを見直すこと。

法人が支出した交際費等の額は、企業の行き過ぎた接待等を抑制し、冗費を防止する観点から、租税特別措置法により損金算入が制限されている。

しかし、現行法上、規制の対象となる交際費等のうち「得意先、仕入先等社外の者の慶弔、禍福に際し支出する金品等の費用」については、社会通念上当然支払うべきものであり、支出金額の相場も社会慣習として確立しているため、過度な支出や冗費には当たらないものである。

したがって、慶弔費等については、通常要する金額の範囲内であること及び帳簿等に一定事

項を記載することを要件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

20. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内とすること。

法人は各事業年度終了の日の翌日から2月以内に、確定した決算に基づき法人税の確定申告を行い納付することとされている。一方で決算確定に係る定時株主総会等については、事業年度終了から2月以内に開催できない法人もあり、上場会社等の多くが事業年度終了から2月超3月以内の時期に開催されている。これらの法人は、見込税額の納付（予納）を行った上で提出期限延長の特例の適用により対応せざるを得ない現状にあるが、確定した決算を前提とする法人税の申告制度において、決算が確定できない期間を原則的な申告期限と定めていることに問題がある。

また、諸外国の申告期限は課税期間終了後3月超である場合が多く、予定納税等の制度上の差異はあるが日本の法人税の申告期限は諸外国と比較し短いと考えられる。

さらに、電子申告の場合、紙での申告と比較し、課税当局側の税務執行作業は大幅に短縮されると推察される。

これらの理由から、法人税等の申告期限及び納期限を、申告が電子により行われた場合には、事業年度終了の日の翌日から3月以内に改めるべきである。なお、消費税についても、実質的には法人の確定した決算を前提に計算を行うため、法人税と同様に申告が電子により行われた場合には、申告期限及び納期限を3月以内に改めるべきである。

21. 各種届出書及び承認申請書の提出期限を延長すること。

法人税の青色申告承認申請書をはじめ、棚卸資産・有価証券の評価方法や減価償却資産の償却方法の変更承認申請書の提出期限は、当該事業年度の開始の日の前日までとされている。

しかし、評価方法等の変更の判断や設備投資等の事業計画は決算確定後に行うことが一般的であり、現行規定では実務上の不都合を招きかねず税制上の不利益を被ることがあるので、現行の提出期限は、確定申告書の提出期限と同一にすべきである。

【消費税】

22. 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

消費税は、消費に広く公平に負担を求める観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均一に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべきである。しかし、社会政策的な配慮などから非課税取引の範囲が拡大されてきた。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。このため、非課税取引の範囲が拡大するほど控除税額の計算が複雑化し、実務も煩雑な仕組みとなっている。

非課税取引として消費税法別表第二（第6条関係）に掲げられる取引には、「税の性格から課税対象とすることになじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があるが、社会政策的な配慮に基づくものについては課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべき

である。

23. 納税義務免除制度及び簡易課税制度について、基準期間制度を廃止し、当該課税期間による判定とすること。

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高となる取引が多額であっても免税事業者となり、反対に、その課税期間の課税売上高が少額であっても納税義務を負うような不合理な現象が生じる。

よって、基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、納税義務を当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下かどうかで判定する制度を検討すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

24. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。

簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納税事務の負担を軽減する措置として設けられた制度であるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っていることにより、いわゆる益税が発生するという問題が指摘されている。しかし、中小事業者については、本則課税制度による仕入税額控除の要件を満たせない場合が現実にあるため、簡易課税制度は存続させる必要がある。

そのためには、簡易課税制度が納付税額の軽減措置ではなく、納税事務負担の軽減措置であることを明確にすべく、設備投資を考慮しない低いみなし仕入率とすべきである。

ただし、一定額以上の設備投資については、みなし仕入率とは別枠での控除を認めることが適当である。

25. 仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」の適用要件を緩和すること。

平成23年度税制改正により、いわゆる「95%ルール」の適用対象者が見直され、当該課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定された。これにより、課税売上高が5億円超の事業者については、全額控除が認められず、仕入等に係る消費税額が課税売上げに対応するものか否かを厳密に区分しなければならなくなった。

この改正は、事務処理能力の高い大規模事業者も含めて一律に「95%ルール」の適用を認めることが問題視されたために行われたものである。しかし、中小事業者でも突発的な事業用資産の譲渡が行われる場合もあり、また、業種によっては課税売上高が5億円を超える場合もある。このような場合にまで、非課税売上高が僅少であるにもかかわらず課税仕入を区分して計算させることは、過度な事務負担を強いることになり、事業者の事務負担への配慮という「95%ルール」本来の趣旨を損なうこととなる。

したがって、課税売上高のみを基準として「95%ルール」の適用を制限するのではなく、非課税売上高が一定額以下の場合には「95%ルール」の適用を認めるべきである。

26. インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。

インボイス制度の導入に伴い各種の特例措置が設けられたが、制度への深い理解にはまだ時間が必要であると考えられる。これらの特例は、いずれも短期の経過的な取扱いとなっているが、インボイス制度が定着するまでの間は、特例措置の期限の延長等、中小・小規模事業者への必要な支援を継続すべきである。

- ① インボイス発行事業者となった免税事業者の納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置（2割特例）は、令和8年度税制改正大綱において、納税額を売上税額の3割へと縮小するとともに、その対象が個人事業主に限定された。このインボイス発行事業者となった個人の免税事業者の納税額を売上税額の3割に軽減する措置は極めて小規模な個人事業者への経過措置として有効である。令和11年以降も、当該課税期間の課税売上高の上限や、適用期間の上限などを定めた上で、消費税制の理解が十分でない個人事業者に対する特例として継続すべきである。
- ② 一定規模以下の事業者がインボイスの保存を不要とする特例について、証憑類のデジタル化が進みにくい類型であるため、令和11年9月30日とされている期限に向けて、その延長が検討されるべきである。

【相続税・贈与税】

27. 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の同一財産に対する税負担を軽減すること。

相続時精算課税適用者である子が特定贈与者である親より先に死亡するケースでは、その相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除く。）が被相続人の相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税の権利義務を法定相続分（特定贈与者を除く。）に応じて承継することになる。

これにより、当該制度の適用対象となった贈与財産が子の死亡による相続税の課税対象となり、さらに親の死亡時に同一財産が相続時精算課税の対象財産として親の死亡による相続税の対象となる結果、子の相続人に短期間で2回課税される重い税負担が生じる。

また、子の死亡による相続において、実際には財産を相続していない子の相続人についても特定贈与者である親の死亡による相続税においては、子に係る相続時精算課税の納税の権利義務を法定相続分に応じて承継するため一定の税負担が生じる可能性がある。

これらの問題を解消するために、相次相続控除に類似した規定を創設すべきである。

28. 1次相続の遺産分割確定に伴い2次相続に係る相続税額に変動が生じた際、相続税法の特則に基づく更正の請求を可能とすること。

現行法では、相続税法第55条の規定により分割されていない財産について、民法の規定による相続分等の割合に従って課税価格が計算され、その後の分割により共同相続人等が取得した財産に係る課税価格に異動が生じた場合、遺産分割が確定した日の翌日から4ヶ月以内に限り、

相続税法の特則に基づく更正の請求をすることが可能とされている。これは、あくまで1次相続に係る相続税についての更正の請求を定めた規定である。

一方で2次相続の遺産分割が1次相続の遺産分割に先行し、その後1次相続の分割確定に伴い2次相続に係る相続税額に変動が生じた場合、本特則の適用はない。そのため、2次相続に係る相続税の申告期限から5年以内に、国税通則法第23条第1項第1号に基づく更正の請求を行う必要がある。

これらの事情から、現行の相続税法の特則である第32条第1項を再考し、1次相続に係る遺産分割確定に伴い2次相続に係る相続税額に変動が生じた際には、本特則による更正の請求を可能とすべきである。

29. 信託が終了し財産債務を相続人等に現状有姿で承継させる場合にも、債務控除を受けられることを明確化するための規定を追加すること。

相続税法第9条の2第4項では、受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合、遺贈により残余財産を取得するものと規定されている。さらに新たに当該信託の受益者等が存するに至った場合には、同条第6項において、信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなされ、相続税法の規定が適用されるとされているが、信託が終了する場合には、当該適用は除外されている。

そのため、信託終了により相続人等が財産債務を現状有姿で承継した場合、債務控除の適用の有無について、その解釈が明確になっていないため、民事信託を活用する納税者に一定の混乱が生じている。信託終了時において財産債務を現状有姿で承継した場合には、民事信託を活用していない者との課税公平の観点から、当然に債務を承継する相続人等には債務控除の適用を受けられるものとすべきである。

30. 上場株式等の物納順位を現行の第1順位から第2順位以下とすること。

平成29年度改正により、物納財産の第一順位に新たに社債及び株式等の有価証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等（以下「上場株式等」という。）が加わった。

しかし、市場での流動性が低く現金化が困難な不動産や非上場株式と比較すると、上場株式等は市場で比較的容易に現金化できる資産であるため、物納の必要性は乏しいと考えられる。したがって、上場株式等の物納順位を現行の第1順位ではなく、第2順位以下とすべきである。

31. 相続税の債務控除及び更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。

債務控除は「相続開始時に現に存するもの」とされており、保証債務のような相続開始時における潜在的な債務は債務控除の対象とされていない。

保証債務の額が積極財産の額を超過する場合であれば、相続放棄や限定承認の方法をとることができるが、積極財産の額の範囲内に収まる場合は、保証債務の履行により担税力が減少してしまってもかかわらず救済措置がない。

例外的に、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければ

ならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受ける見込みのない場合には、その弁済不能部分の金額については債務控除の対象となるが、必ずしも十分な救済措置となっていない。

また、限られた時間の中で相続人が被相続人の保証債務をすべて認識しているとは限らず、昨今の経済環境下では申告期限までの間に主たる債務者が弁済不能になることも考えられる。

したがって、申告期限までに求償権の行使が困難となった場合を債務控除に加えるとともに、申告期限後5年以内に発生した保証債務の履行については、更正の請求の特則事由とすべきである。

32. 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。

相続税では、申告期限から5年を経過した場合など一定の場合には、連帯納付義務が解除されている。しかし、自らは納税義務を適正に履行した者が、さらに共同相続人の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯納付の責任を負う結果となることもある。したがって、連帯納付義務は、その廃止を含めて検討すべきである。

また、贈与税に関しても、相続税と同様の措置を検討すべきである。

【地方税】

33. 個人事業税の課税対象事業及び税率を見直すとともに、事業主控除額を引き上げること。

個人事業税の課税客体は、物品販売業など37業種を第一種事業（税率5%）、畜産業など3業種を第二種事業（税率4%）、医業など30業種を第三種事業（税率5%又は3%）として課税しているが、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課税されていない。現行制度では、課税業種を限定列挙しており、法令に定める業種以外のものには課税されないという問題があるとともに、事業の種類に応じた税率の差異に合理的な理由があるかどうかにも疑問がある。

また、事業主控除額については、平成11年度税制改正において引き上げられて以来据え置かれていることを踏まえると、控除額の水準が低くなっていると考えられる。

個人事業者間の課税の公平と法人事業との課税のバランスを図る観点から、課税対象事業を拡大したうえで、税率を見直すとともに、事業主控除額については、物価水準の推移等を勘案して引き上げるべきである。

34. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は、社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、既に施行されて70年近くが経過し、その目的は達成されたと考えられる。また、過去の政府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されているものの検討は進められていない。

したがって、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため、課税の公平の見地から廃止すべきである。

35. 個人住民税について、出国年に係る所得に課税する方法を検討すること。

前年の所得を課税標準として当年度に課税する現行の前年所得課税では、死亡及び出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は死亡とは異なり、本人の意思により何度でも賦課期日に出国した状態を創出することが可能であることから、出国する場合には出国日を賦課期日とする特例を設けるなど、出国年に係る所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

36. 償却資産課税制度のあり方を抜本的に見直すこと。

現行の償却資産税制度には、国税における減価償却制度との評価方法の相違、賦課期日と法人決算日の不一致、家屋と償却資産の区分の不明確さなど、事業者に過度な事務負担を強いる制度上の問題を多く抱えている。加えて、企業の設備投資の阻害要因となっている、諸外国に例の少ない課税制度であり国際競争力の観点から問題があるとの指摘もなされている。

令和8年度税制改正大綱における、免税点の変更も物価上昇への対応であり、本質的な改正内容には至っていない。

したがって、償却資産が土地及び家屋とは異質の課税資産であることを踏まえ、固定資産税制度からの分離、国税の減価償却制度との評価の統一、申告納税方式の採用、免税点方式から基礎控除方式への変更など、制度の抜本的な見直しを検討すべきである。特に、申告期限について、電子申告の場合に限り法人税の申告期限を選択することができる制度について、早期の実現を求める。

【納税環境整備・その他】

37. 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。

国民の暮らしや経済社会の ICT 化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、税理士会・税務関係民間団体との連携を図りながら、税務手続の電子化について、次のような点に配慮しつつ積極的な対応を図るべきである。

(1) 申告に必要な情報のオンライン確認

個人の申告に要する情報には、紙により送付される証明書等や、マイナポータルに格納される情報、マイページに登録可能な情報などがある。これらの資料について、高齢化社会においては、資料の保存やデジタル資料へのアクセスの問題が拡大している。紙による資料については電磁的方法による受領の選択の可能性を拡大し、マイナポータルに格納されている情報への納税者の親族や税理士によるアクセスの容易化、マイページにアップされる税務情報の拡大がなされれば納税環境は大幅に充実する。さらに、納税者と代理人である税理士が円滑に利用できるような仕組みを検討すべきである。

(2) 接続障害が起こった場合の対応

想定外の事故等による e-Tax の接続障害は、起こり得ることである。個別の申請による期

限延長として取り扱うことは適切ではなく、国税通則法施行令第3条第2項を適用し、対象者の範囲及び期日の指定による方法が検討されるべきである。

(3) 支払調書制度の見直し

マイナポータル等を通じて税務に関連する情報を確認可能とする場合、支払調書制度の見直しが重要となる。現在の支払調書制度では本人交付が義務付けられておらず、慣行上、その写しが本人に交付されているという実態がある。また、その情報を申告データに連動させることができれば、申告作業は効率的なものとなる。事業者の事務負担に配慮しつつ、電子的な手続として、支払調書等の情報が本人に提供される仕組みを構築すべきである。

(4) 電子申告を標準的申告方法とした提出書類の書式の見直し

税務申告時に提出が求められている書類等への記載項目には、例えば、不動産所得の青色申告決算書における貸付面積など、申告のために改めて調査確認を要する項目も存在している。適正な申告のために必要な情報の提出については継続すべきであるが、デジタルデータによる収入等明細の申告ソフトへの取り込みでは対応できないこのような類型の事務について可能な限り見直すことは、申告事務の生産性向上につながるものと考えられる。

【国際税制】

38. 非居住者等から日本国内の土地等を買受ける場合における源泉徴収義務者の負担軽減を図ること。

非居住者又は外国法人から日本国内の土地若しくは土地の上に存する権利、建物及びその附属設備、構築物（以下「土地等」という）を買受ける場合、土地等の取得者には代金の支払時に原則として源泉徴収義務が課せられている。非居住者又は外国法人に対する国内源泉所得の支払いに対する源泉徴収という制度趣旨は理解するものの、土地等の譲渡者が非居住者であるかどうかの確認は、日本に住民登録を残している場合等もあることから困難であり、このような場合の源泉徴収義務について所要の措置を講ずるべきである。

具体的には、日本国内の土地等の譲渡等を行う場合、その売主が居住者であるか非居住者等であるかを買主に告知するための仕組みを整備したうえで、仮に売主が居住者であると告知したにもかかわらず非居住者であった場合には、買主に納税告知処分を行わないなど、源泉徴収義務者の事務負担に配慮した措置を検討すべきである。

39. 国際的な相続税の二重課税及び租税回避の防止の観点から、相続税に係る租税条約の締結を進めること。

平成29年度税制改正により、相続税及び贈与税の納税義務の範囲が見直され、国内に住所を有していない期間の基準が5年以内から10年以内に改正された。これにより国外財産を含めた全ての取得財産に係る相続税及び贈与税の課税範囲が拡大されたが、国際的な二重課税を回避する相続税に係る租税条約は現在、米国とのみとなっている。

二重課税が生じるリスクも高まることが想定されるため、早急に米国以外の国とも租税条約を締結する必要がある。

40. 外国税額控除について、控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長すること。

わが国の所得税法と法人税法は、居住者と内国法人について、その所得の源泉地が国内か国外かを問わず、全ての所得に課税することとしている。国外源泉所得はわが国と外国の双方で課税されることになり、この国際間の二重課税を排除する目的で、外国税額控除制度がある。

しかし、外国税額控除制度における控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は、日本と諸外国との課税時期の相違を調整するための期間として設けられているものであるが、米国が10年であるのに対してわが国は3年と短いため、国際的な二重課税が排除されないケースが生じる。特に東南アジアを中心とした新興国等において、3年間の繰越期間では課税時期を調整することができない事案が散見される。外国税額控除制度の控除限度超過額及び控除余裕額の期間制限が企業の海外活動の制約とならないよう、また、中小法人の国際競争力維持・強化のためにも繰越期間を延長すべきである。

【災害対応税制】

41. 災害損失特別勘定の損金算入及び益金算入に関する適用要件を緩和すること。

東日本大震災や熊本地震、そして令和6年能登半島地震のような甚大な災害の場合、被災資産の修繕等を早期に完了させることが困難なため、一定の要件の下に修繕見積額を災害損失特別勘定に繰り入れることにより、被災事業年度の損金算入が認められている。

現行では、災害のあった日から1年を経過する日までに支出が見込まれる修繕費用等の見積額が繰入れの対象であり、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度（1年経過事業年度）において、災害損失特別勘定の残額を益金の額に算入することとなっている。この場合において、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、「延長確認申請書」を提出することで修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。

しかし、災害の規模や被災地の状況によっては見積額の算定や工事完了まで数年間要することもあり、被災者が期限内に申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。

したがって、災害損失特別勘定の対象となる修繕費等を災害のあった日から3年以内の日の属する事業年度までに支出が見込まれるものとすべきである。また、益金算入時期については1年経過事業年度ではなく、3年経過事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も3年経過事業年度までと伸長すべきである。

42. 東日本大震災の被災地の産業再生に資する新たな制度的措置を講ずること。

東日本大震災の被災地においては、「東日本大震災復興特別区域法」が施行されてきたが、同措置は令和8年3月31日をもって終了することとなった。

しかし、被災地においては、住民の帰還が進まず、産業基盤の回復は依然として途上にあるにもかかわらず、特例措置が被災地の産業再生に果たしてきた役割や、適用期限到来後における事業活動への影響について、十分に検証されたとは言い難い。

したがって、単に終了させるのではなく、特例措置の効果及び課題を総括した上で、被災地支援のあり方について、新たな制度的措置を検討すべきである。

その際は、適用区域、対象業種、対象資産の限定を解除し、被災地における雇用の維持及び拡大に対する税額控除について、制度を継続又は拡充すべきである。

Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方

【所得税】

令和8年度税制改正では、基礎控除等について物価上昇に連動して引き上げる恒久的な仕組みが創設されるとともに、中低所得者に配慮した時限的な特例の拡充が行われ、給与所得者の課税最低限は178万円まで引き上げられている。

元来、基礎控除は、国民の自活が前提とされる国家システムにおいて、個人が生き、働く上で必要となる、選択の余地のない生活支出について、税負担能力がない支出と認め、一定金額までは所得課税の射程外と考え、税率を乗じる前の段階で所得から控除するものと考えられる。しかし、今般の改正により、基礎控除は、全ての納税者に一律に適用される非課税限度額としての性格と、中低所得者に手厚い給付的な性格とが併存する構造となった。

基礎控除の本来の性格に照らせば、恒久的な本則部分については、所得の多寡とは無関係に全ての納税者に一律に適用されるべきであり、所得制限を設けることなく継続すべきである。一方、中低所得者への配慮を目的とする特例的な部分については、所得控除よりも税効果における公平性に優れた税額控除に優位性があり、給付制度の議論と一体化する可能性も含めて、制度趣旨に応じた切り分けが検討されるべきである。

配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除については、個人単位課税を基本とすれば政策税制的な控除項目と捉える考え方もあり、様々な考え方が存在するであろうが、基礎控除については、基礎控除以外の基礎的人的控除も含め、数十年間蓄積された伝統的議論を踏まえた深度ある議論が開始されることが期待される。

また、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置について、例えば相続で取得した土地を相続税の納付のために譲渡する場合でも本特例が適用されることとなる可能性があり、分離課税制度の趣旨とは異なる課税が生じることも考えられる。本特例については、令和7年分所得からの適用状況を精査の上、制度のあり方について検討すべきである。

【中小法人税制】

地域経済の中核を担う中小法人は、多様な雇用機会の提供、地場産業の維持・発展など、日本経済だけでなく、国民の暮らしや文化にも欠くことのできない役割を担っている。これまで、中小法人のこのような特性を重視して、財務の健全性の確保、設備投資に係る生産性向上及び賃上げのための支援などが行われてきた。

一方で、中小法人においては、未だその6割が欠損法人となっており、これら税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。今後、中小法人税制を考える際には、使いやすく、中小法人の実情を踏まえた検討がなされるべきである。

【法人税】

わが国の法人税は、税率引下げに伴う税収確保の観点から、課税ベースが拡大傾向にあったが、近年メリハリのある法人税体系が指向され、令和8年度税制改正大綱においても、戦略技術分野等への集中支援、賃上げ促進税制の大企業向け措置の廃止などの政策対応が具体化された。

今後の法人税制の改正にあたり、EBPMの視点が重要であることは当然であるが、法人税制の中での税収バランスを前提条件とするのではなく、課税ベースのあるべき姿についての検討がなされるべきであり、税率を下げて課税ベースを拡大した過去の政策税制について見直しを行うことも考えられる。

その際、税体系全体での税収確保のあり方を議論することや、場合によっては社会保障制度と税制全体を総合的に勘案して制度設計を行うことを議論する必要もある。

【消費税】

わが国の消費税は平成元年に導入され、その後数次にわたる改正が行われてきた。しかし、税制導入時に制定された税制改革法では「我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとする」との基本的考え方が示されているにもかかわらず、近年の制度改正は納税者が負担するコンプライアンスコストの増大を招いている。

また、税の累積を排除するという消費税制の基本原則からすれば、本来控除されるべき仕入税額について、控除要件が厳格化され、一定の要件を満たしたもののみが控除可能となっている点にも問題がある。仕入税額控除制度については、事業者の事務負担の加重という義務に依りすぎるのではなく、仕入税額控除は帳簿及び証憑書類の保存等の一定の基準により当然に控除するものとして観念するべきである。

消費税制については、複数税率制度による中低所得者支援政策や非課税項目の範囲を含め、制度全体を抜本的に見直すべきである。

【相続税・贈与税】

1. 相続税の課税方式について

現行の法定相続分課税方式は、相続税申告を通じて一定の贈与財産及び遺産の総額が相続人全員で共有されるという民法の取り扱いに即した方式である。さらに、遺産の分け方によって原則的には税額が変更されず、同一の遺産に対して同一の税額が算定されるという点で公平性が担保されており、仮装分割にも対応できる優れた方式と言える。しかし、相続税は相続人の取得に対して課される税との前提に立つ場合、同じ財産額を取得しているにも関わらず遺産の総額により税額が異なる水平的公平等が損なわれている。さらに、法人版・個人版事業承継税制について後継者が親族外である場合、遺産の総額を共有できないなどの懸念点もある。

遺産取得課税方式は、相続人等が取得した財産のみで税額を確定し申告できる方式であり、取得者個人の担税力を測定し合理的な課税をすることができる利点がある。一方で、同じ遺産総額の被相続人について、相続税の総額が異なるという遺産全体としての担税力に着目する観点からは、公平上の問題がある。

このように一長一短のある二つの制度であるが、当面は、法定相続分課税方式を維持し、相続人以外の相続税の納税義務者を分けて課税（遺産総額情報の枠外として課税）することを第一弾とし、将来的に、現代の家族形態の大幅な変化を踏まえ未分割を前提とした遺産取得課税方式（遺産総額情報の共有を当然のこととしつつ、申告は個別に行う方式）を検討すべきである。

2. 相続税の基礎控除及び税率構造の在り方について

平成 25 年度税制改正により平成 27 年から基礎控除引き下げ及び税率構造改正が実施され、それ以降の見直しが行われないうまま現在に至っている。平成 27 年当時と比較し、現在では不動産価格は 2 割から 3 割程度上昇し、また家計金融資産も同程度の割合で増加している。課税財産の価格が上昇し、基礎控除が据え置かれることは、実質的に課税対象範囲の拡大を意味し、中間層に対する課税が広がっていると推察される。

相続税の意義は「累進税率を適用することにより、富の集中を抑制し、資産の再分配を行うことを通じ、格差の固定化を防止し、機会の平等を図るという役割」を有している。

そのため、今後は相続税の本来の意義を踏まえ、課税対象とすべき範囲を適切に見極めるとともに、その負担の在り方について再検討する必要がある。

3. 財産評価について

相続税法において時価は、客観的交換価値とされるが、その測定に当たっては、理論計算に加え、評価の安定性を十分に考慮したものである必要がある。

一方で、評価通達の定めによる評価額が時価と著しく乖離しており、かつ、その評価によることが著しく不適当な特別な事情がある場合には、同通達 6 項が適用されることがあり、近年その適否について争いが散見される。

他方で、納税者にとっての通達の価値は予測可能性にあるところ、その予測可能性を損なう効果を持つ総則 6 項の適用を減少させることは必要である。そのためには、各財産の評価方法について不断の見直しが図られるべきである。

4. 非課税制度について

相続税は、格差の問題が深刻化している現在、その存在意義は大きい。結婚・子育て資金の一括贈与に係る特例については、少子化対策及び経済活性化を目的として、導入された制度であるが、資産を持たない家庭は本特例を利用することができず、格差を拡大させる効果を持っている。

そのため、本特例については、適用期限をもって、廃止又は縮小を検討すべきである。

【地方税】

地方税制は、地方行政を安定的に運営する基盤であり、地方分権の確立や地方創生を推進する観点からは、安定的で偏在性の少ない税制を構築することが必要である。

地域における行政サービスの質と量は当該地域住民によって決せられるものであり、地方税には一定の負担の分任性、応益性、そして自主課税権の尊重が重視される。

個人住民税について、現行制度は所得税よりも広い課税ベースを採用しているが、所得税と比べて所得控除額の水準が異なることや、確定申告が不要とされている所得の取扱いが所得税と異なるため、所得税で申告が不要でも、個人住民税の申告が必要となる場合があるというように、現行制度には納税者に分かりにくい点がある。行政コストの削減と地方税務行政の円滑な運営の見地からも、所得税と個人住民税の課税ベース及び申告手続き等の取扱いの差異を可能な限り縮小することが望ましい。

【納税環境整備・その他】

1 近年の経済社会の構造変化と納税環境の整備

政府税制調査会「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」では、税務手続のデジタル化と記帳水準の向上の観点が重要視され、令和8年度の税制改正大綱でも青色申告特別控除の要件が変更され、控除額は拡充されている。

事業者の記帳水準の向上とデジタル化については、わが国の従来から慣れ親しんだシステムを活用しながら、事業者の誰もが利便性を手にできる方法が望ましい。

国税・地方税の両分野における電子申告・納税システムの利用割合は、法人税申告等の手続については既に定着した感があるが、所得税申告や相続税申告では定着しているとは言い難い。個人の納税者における電子申告をさらに普及するためには、より使いやすいものに改善されることが重要である。

また、年末調整システムにおいても同様であり、マイナポータル連携や、ベンダー間のデータ連携など工夫すべき点も多いが、給与支払報告書のデータによる提出など事業者側で推進すべき点があることも事実である。

また、申告書や申請書等の控に対する收受印の押なつが廃止されたことを踏まえ、その提出事実の確認方法について、所得税確定申告書等の限定的な書類だけでなく納税者が提出した全ての書類について事後確認が可能な制度を、行政のデジタル化の一環として構築されることが必要である。

2. 国税通則法等

税制が難解化し、税務手続が複雑化するのに加え、納税者に対する法律上の義務や、様々な協力要請が増加している。そのような傾向に比し、納税者の権利についての検討が不足している。

一般的に、納税者の権利の概念について、立法により解決を図らなければならないものと、立法にはなじまないものがあるが、立法によるべきものは個別法の見直しで対応し、立法になじまないものについても検討を行い、納税者の法律上の義務と権利の両面のバランスが取れている形が目指されるべきである。当面の立法上の課題として、行政手続法の適用除外の問題などがあり、改善の検討がなされるべきである。

3. 公会計制度

国及び地方公共団体等の財政状態や、行政コストの内容等を容易に把握するため、複式簿記や発生主義による「国の財務書類」等がより一層活用されるように取り組むことが必要である。

4. 租税回避行為への対応

租税回避行為の対応にあたっては、個別の立法による方法とされるべきであるが、税法規定の趣旨目的や、税法の解釈に関する情報が広く公表されることが、そのような行為を減少させるために有効であると考えられる。

他方、近年、税理士でない者が、税に関する個別具体的な税務アドバイスを行う事例が見受けられる。このような行為について税理士法への抵触関係を明確にし、違反行為に対しては厳正に対処すべきである。

【国際税制】

2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」においてまとめられた、グローバル・ミニマム課税の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」(Race to the bottom)に一定の歯止めがかかるようになり、わが国でも令和7年度税制改正において、軽課税所得ルール及び国内ミニマム課税の法制化が行われた。

今後、さらなる国際的なルールが具体化するにつれて、国内法の整備が求められる。その過程で、わが国の税収確保や財政再建の視点から積極的な対応が必要であるが、その結果として、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないように配慮すべきである。

また、税務上の国際的問題は、大企業のみならず身近なところでも発生している状況にあることから、これらの比較的小規模の事案への対応についても検討を行う必要がある。

【災害対応税制】

わが国においては、東日本大震災や熊本地震、令和6年能登半島地震と豪雨や台風などの大災害が毎年のように発生し、今後も発生が予測されている。

これまで、数次の改正により災害に対する税制対応はなされてきてはいるが、災害の規模や被災地域の経済状況等によっては損害の回復や復旧に相当の時間を要し、被災者が普段の生活を取り戻す上で過酷な状況が依然として存在する。そのため、災害による損失と復興に要する支出について税制上のさらなる措置が必要である。